

約50%の訪問看護ステーションが、  
患者やその家族等からの**暴力行為や  
ハラスメントの被害**を経験しています。

また、病院・診療所・歯科診療所・薬局など、その他の在宅医療に関わる施設でも同様に、暴力やハラスメントの被害が確認されています。

(出典：令和5年度千葉県在宅医療実態調査)

在宅医療従事者への

**暴力・  
ハラスメント**



医療の提供には、  
信頼関係が必要です。

暴力・ハラスメントが発生すると、  
皆さまへの質の高い医療の提供が  
できなくなるだけでなく、  
医療サービスの継続そのものが難しくなります。

医療を守るために、  
暴力・ハラスメントゼロを。

暴力・ハラスメントは、  
医療従事者の心身の負担や離職につながり、  
地域の医療を支える体制にも影響を及ぼします。



千葉県

チーバくん

# これらは暴力・ハラスメント に該当します



## 身体的暴力

- たたく、蹴る、物を投げる、つばを吐く



## 精神的暴力

- 怒鳴る、威圧的な態度
- 無視・差別・人格否定・脅迫
- 理不尽な要求
- 長時間の拘束(居座り・電話)
- 過剰な謝罪の要求



## セクシャル ハラスメント

- 不必要な接触
- 性的な発言や画像・動画の提示
- 体型や年齢のことをしつこく言う



行為によっては犯罪に該当し、  
刑事責任を問われる場合もあります。

暴行罪、傷害罪、強要罪、脅迫罪、不退去罪、  
偽計・威力業務妨害罪、監禁罪、名誉棄損、  
不同意わいせつ罪など

医療従事者と  
よりよく関わるために  
～コミュニケーションのポイント～

医療従事者にとって、患者ご本人やご家族等の想いや希望は、よりよい医療サービスを提供するために大切なものです。  
ただし、医療従事者もあなたと同じ「人」。暴力や心無い言動によって傷つき、疲弊します。  
お互いに敬意をもって、相手を思いやり、尊重し合うことが大切です。  
感情的になりそうになったら「ひと呼吸」。一度落ち着いてから伝えましょう。



住み慣れた地域で、これからも安心して暮らしていただくために。

暴力・ハラスメントの防止に、ご理解とご協力をお願いいたします。